

コロナ禍における団体間の交流・出稽古要領

本要領は、「剣道の諸活動におけるコロナ感染拡大防止ガイドライン」の団体間の交流・出稽古に関して、主催する団体が講ずる具体的なコロナ対策要領を定めたものである。

剣道の諸活動におけるコロナ感染拡大防止ガイドライン（抜粋）

団体間の交流・出稽古は当面禁止とする。

出稽古とは、通常行っている稽古場所以外の稽古である。ただし、実施する団体が、別紙「コロナ禍における団体間の交流・出稽古要領」に基づき、責任を持ってコロナ対策を実施することを条件に、以下の稽古会は認める。

- (1) 三重県剣道連盟が主催する稽古会
- (2) 三重県剣道道場連盟・三重県実業団剣道錬成会・三重県高齢剣友会が主催する稽古会
- (3) 三重県剣道連盟各支部が主催する稽古会（複数支部の交流稽古会も含む）

上記の稽古会であっても、他県からの参加者は不可とする。

中学校・高等学校・高等専門学校・大学は各所属組織のルールに基づき活動する。

稽古会は、「剣道の諸活動におけるコロナ対策拡大防止ガイドライン」に基づき実施することとするが、特に注意すべき点について、以下に詳述する。

1. 稽古会場と参加人数

- (1) 使用施設が定める人数以内での稽古とし、その他使用施設が定めるルールを順守する。
- (2) 事前申込等で参加人数を把握して実施する。また、当日の出席者を記録し2週間保管する。
- (3) 会場入場時は、検温、アルコール消毒を確実に行う。
- (4) 子供の稽古等で、保護者等稽古に関係しない者が同行している場合は、原則、稽古場所に入れない。施設外、又は観客席に待機させる。

2. 稽古方法

- (1) 剣道具を付けない稽古では常時マスクを着用し、剣道具を付けての稽古は、面マスク、シールドを必ず着用する。
- (2) 元立ちの間隔は2m以上あけ、掛り手も密集しないように稽古方法を工夫し行う。
- (3) 試合稽古を行う場合は、全日本剣道連盟「主催大会実施に当たっての感染拡大予防ガイドライン」の【暫定的な試合・審判の方法】に基づき行う。
- (4) 熱中症に注意し、休憩・水分補給等を適切に行う。

3. 昼食を伴う稽古会

昼食は、感染リスクが非常に高い状況になるため、以下を遵守する。

- (1) 昼食中の会話はしない。
- (2) 昼食は出来る限り同一方向を向いて食事をする。同一方向で食事ができない場合は、間隔をとるなり、パーテーションを設ける等の対策を行う。

以上